

令和元年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和元年度第11回農業委員会総会日程表

日時 令和2年2月5日(水) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について

日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 議案第7号 農地台帳登載願について

日程第10 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(16名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

10番 高橋 博
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(2名)

6番 篠原 義尚

11番 坂上 宏

出席農地利用最適化推進委員(23名)

1番 脇 純樹
3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
11番 石川 修平
14番 三好 忠行
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 静夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
22番 村上 佳清
24番 高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

15番 河村 一碩

出席した職員

事務局長 篠原 敬三
係 長 岡田 昇
係 長 大西 かおり

次 長 石川 考太
係 長 合田 圭
専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。正月を過ぎてからずっと暖かい日が続いていましたが、立春を迎えた途端に寒くなりました。年寄りの体には応える寒さです。これから寒暖を繰り返しながら、暖かくなります。それにつれて農家の農作業が次第に忙しくなります。寒い中ですから体には十分気をつけられて農作業に精を出していただきたらと思います。最近、新聞やテレビで新型コロナウイルスが話題になっております。四国中央市ではそう心配ないと思いますが、新しいインフルエンザが流行する恐れもありますので、十分気をつけてほしいと思います。お忙しい中、今日の第11回の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、6番 篠原義尚委員、11番 坂上 宏委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の15番 河村一硯委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、1番 大西嘉一郎委員、19番 石川武将委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号26番～32番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号1、土居町上野の田2筆について、区分地上権の設定です。9ページをご覧ください。こちらは後ほど担当より説明します農地法第5条の許可申請、受付番号6、7の営農型発電設備に関連する議案となります。2ページへお戻りください。受人は太陽光パネルの下の農地を利用して、シキミ栽培を行うための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。なお、区分地上権の設定とは、土地の地下や地上の一部分に権利を設定することであり、農林水産省経営局農地政策課長の通知により、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、農地法第3条の許可申請により区分地上権の設定が必要であるとされています。また営農型発電設備の5条許可に基づき、パネル下の農地の利用許可を行うことから、両申請は同日付けで許可を行います。今回の区分地上権の設定期間は5条許可申請と同様に許可後3年間です。受付番号2、土居町土居の田4筆について、受人は自宅の近隣にある小作地2筆、また、それと一体的に利用できる2筆を合わせて売買による所有権移転を行います。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は、水稻の作付けを予定しています。受付番号3、土居町土居の田2筆、畑2筆について、現在、渡人である伯父と受人である甥の間で利用権設定している農地について、贈与により所有権移転を行います。農地法第3条の第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜、柿の栽培を予定しています。受付番号4、土居町藤

原4番耕地の畑2筆について、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請したもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜の栽培を予定しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号1番

尾崎委員 確認ですが、農地については真鍋 孝さんから耕作されるのは〇〇〇〇〇〇さんで、その上の太陽光発電については1つは〇〇〇〇〇〇さん、もう1つは合同会社の〇〇〇〇〇〇ということですね。

合田係長 はい、そうです。

尾崎委員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 2番、3番異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願についてご説明いたします。令和元年11月5日付け四農委指令第95号において許可した案件ですが、農地法による許可申請以外にも、所有権移転ができる方法やそのメリットについて、許可後にかかったため取消願するものです。今後、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の手続きを行う意向で提出されたものです。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可を取り消すことに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

意見についてをご説明いたします。受付番号1、三島宮川2丁目の案件について、申請人は隣接地において税理士事務所を営んでいますが、来客用駐車場のスペースが十分に確保されていないため、露天駐車場として整備するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてをご説明いたします。受付番号1、土居町津根の案件について、当初計画者は貸倉庫を建築するため、平成31年4月19日に許可を受け計画通りに事業を進めていく予定でありましたが、大型倉庫の需要が多いため、議案第5号受付番号10の案件と関連していますが、隣接地3筆を含めて貸倉庫

を建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求め
ます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進
達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見についてをご説明いたします。申請数は10件です。受付番号1、
金生町下分の案件について、受人が居住している住宅建物は敷地の
境界まで及んでおり不便を来しているため、隣接している申請地を譲
り受けての車両置場・物干場・通路を建設するために宅地を拡張する
ものです。なお既に駐車場として利用されていますが、始末書が提出
されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号
2、中曽根町の案件について、受人は現在賃貸物件にて居住してい
ますが、子供の成長に伴い手狭であるため、譲渡人である祖母の実

家の北側の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。なお申請地の南側の一部分を実家の裏庭として利用されていますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号3、中曽根町の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでいますが、申請地周辺は住宅需要が高いにもかかわらず、十分に供給できていない状況であるため、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号4、中之庄町の案件について、受人は申請地の北側に居住していますが、敷地に余裕が無く子供の遊び場や駐車スペースが狭いため、隣接している申請地を譲り受けての宅地拡張です。なお既に造成されていますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号5、中之庄町の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでいますが、賃貸共同住宅を建設するため土地を探していたところ、双方の利害が合致し申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号6・7は関連していますので、まとめてご説明いたします。土居町上野の案件について、受人はそれぞれ申請地を3年間借り受けての営農型発電設備に一時転用するものです。営農型発電設備とは、通常の太陽光発電施設とは異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。面積については当該支柱部分が転用面積となっています。なお受付番号6・7の所在地で営農型発電設備による一時転用を平成29年3月に許可を受けていましたが、許可後に経済産業省への発電事業計画の変更、また、四国電力への電力受給契約の名義を変更し、当初に許可を受けた内容と異なっていたため、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号8、土居町上野の案件について、受人の父が高齢になり以前のように農業を行うことができず、また、耕作を引受けてくれる人を探しましたが見つからなかったため、申請地を借り受けての太陽光発電施設建設です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号9、土居町小林的案件について、受人は現在、東京で勤務していますが、観音寺市への本社勤務となるため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号10、土居町津根の案件について、受人は投資業を営んでいますが、大型倉庫の需要が多いため、議案第4号受付番号1と関連していますが、申請地を譲り受けての貸倉庫建築です。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば
よろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 2番から5番まで異議ありません。

議 長 6番

委 員 6番、7番異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 10番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号1番～15番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号16番から21番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号1番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 3番、4番、5番異議ありません。

議 長 6番

委 員 6番、7番異議ありません。

議 長 8番

委 員 8番、9番異議ありません。

議 長 10番

委員 異議ありません。

議長 11番

委員 11番、12番、13番異議ありません。

議長 14番

委員 14番、15番異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

辻委員 14番と15番の賃料は違うがどういう違いがあるのか。場所も近くで面積も変わらないのに5倍も違うのはなぜか。

合田係長 ○○○○○さんの価格の設定ということです。金額がなぜ違うかについては確認していません。営農計画の中で○○○○○さんは○○○○○の従業員の1人ということで、人員として入っております。

尾崎委員 ○○○○○さんは○○○○○の前社長で体が悪かったら、後を同業者に任せるという話はしていたので、会社も経営を含めての値段ではないのか。土地だけではなくて。

齋藤委員 これを認めたら賃貸料がもっと上がってくるのではないのか。前に一反あたりのその地域の賃借料の基準があったが、6万円といったら極端なのでは。

議長 ○○○○○さんと○○○○○さんの何かつながりがあるのでしょうね。それしか考えられない。

押条委員 農地以外の何かを賃借料に入れているとしたら、計画書自体が誤りである。価格に入れたらいけないものを入れて6万円にしているのなら。本来の農地の貸し借りの価格とは違うのでおかしい。そういう申請は確認したほうがよいと思います。

合田係長 同様の案件であまりにも賃借料の価格が違うので、確認をさせていただきます。

議 長　それでは確認するということで。

鈴木一郎推進員　公表している平均賃借料に影響があると困るので、それを基本に価格を設定しているので。対象外であるならいいけれど。

合田係長　農地の賃借料の平均価格については毎年公表していますが、その中で平均を3割以上超えている案件については含めないことになっているので直接影響することはないと思いますが、隣地の賃借料との違いが大きいので確認したいと思います。

齋藤委員　その結果については来月の総会で報告してくれるのか。

合田係長　その内容については報告させていただきます。

押条委員　この件だけは保留にしたらどうか。これで承認といったらおかしい。

齋藤委員　15番は納得できるが14番は保留ということでどうでしょうか。

河村委員　14番の賃借料を15番に合わせさせていただくべきだと思う。お話してもらって3月に結果の報告をください。

議 長　受付番号16番から21番までの再設定について質疑はありませんか。

議 長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長　議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、受付番号14番を除いて支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員　拍手全員

議 長　拍手全員であります。よって、議案第6号は、受付番号14を除いて支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長　日程第9、議案第7号、農地台帳登載願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第7号、農地台帳登載願についてご説明いたします。受付番号1、金田町半田の畑1筆について、押条農業委員による現地調査、事務局による現地調査を行い、ハナシバの栽培を確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、農地台帳登載願について、原案のとおり農地台帳に登載することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、農地台帳に登載することに決しました。

議 長 日程第10、議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。

大西専門員 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご説明いたします。願出人は現在、松山市に在住の〇〇 〇様。被相続人はお父様の〇〇 〇様。〇〇 〇さんは次男。〇〇〇 〇さんが亡くなったのは今年の4月22日。耕作面積は2,346平方

メートル。その内の3筆、1,011平方メートルについて納税猶予を受けたいということで願出がありました。現地を確認しましたが米作の後の状況でした。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第8号は、適格者である証明をすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西唯文 君。

大西専門員 諮問第1号法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてご説明いたします。今回申請は1件で、土居町入野の〇〇〇〇様から中之庄町にある赤道を公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用するということで申請されたもので、隣接土地所有者と土地改良区の同意書があります。以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば

よろしく申し上げます。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(15:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川省利

委員

石川 武将

委員

大西 嘉一郎